samukawa

「高座」のこころ。
高座郡さむかわ

回覧

自転車にも青切符が始まります

交通安全講話

日　時　令和８年４月２５日（土）
　　午後１時１５分から２時１５分まで
場　所　シンコースポーツ寒川アリーナ
　　３階会議室
内　容　自転車の交通反則通告制度（青切符）について
講　師　警察官(茅ヶ崎警察署交通課)
　　※予約不要

寒川町交通安全対策協議会

令和８年４月１日　　改正道路交通法施行

１６歳以上の自転車交通違反に

交通反則通告制度

青切符適用！

遮断踏切立ち入り
7,000円

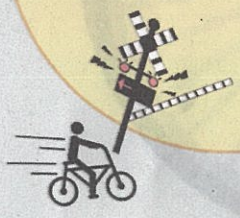

信号無視 右側通行
6,000円

イヤホン使用 一時不停止
5,000円

悪質・危険な違反が反則金の対象に！

※1

携帯電話使用等（保持）　12,000円

何が変わる？

手続きが変わる！

今までは全ての違反が **赤切符**※2 ➡ 改正後は裏面の違反が **青切符**※3

- ☑手続上の負担の軽減…取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ☑前科がつかなくなる…罰金（刑事罰）でなく行政制裁金となる
- ☑実効性ある責任追及…違反現場で反則金の納付書が渡される

※1…①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警告を無視して行った場合等
※2…飲酒運転、無免許運転、妨害運転等、重大な交通違反を刑事事件（罰金以上の前科がつく可能性あり）として迅速に処理するための書類
※3…※2が適用される違反を除く比較的軽微な交通違反（裏面記載の反則行為）を迅速に処理するための書類

神奈川県警察・寒川町交通安全対策協議会